

## 「選挙に係る投票所の見直し」に関するパブリックコメントの結果について

この度、「選挙に係る投票所の見直し」に係る、市民の皆さんから意見を募集（パブリック・コメント）いたしました。その結果をとりまとめましたので公表いたします。

- 1 募集案件 「選挙に係る投票所の見直し」
- 2 募集期間 令和7年4月11日（金）から4月30日（水）までの20日間
- 3 閲覧場所
  - ・市ホームページ
  - ・各市民センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー
- 4 ご意見の提出方法
  - ・直接持参
  - ・電子メール
  - ・郵便
  - ・ファクシミリ
- 5 提出されたご意見とその回答 別紙のとおり

**【ご意見1】**

南砺市が検討している投票所の再編方針について、以下の通り意見を申し上げます。

**1. 投票所は、むしろさらに集約してもよいのではないか**

期日前投票の利用が定着し、多くの有権者が柔軟な投票行動をとっています。また、多くの市民は車で投票所まで来ており、「徒歩圏に投票所がないと困る」というケースは限定的と考えられます。利用者がごく少数の投票所を維持するために人員や経費をかけ続けるより、行政全体の効率化と財政の適正化を優先すべきです。

**2. タクシー支援は制度として疑問が多く、不要ではないか**

今回提案されているタクシー支援や移動式投票所は、一見手厚く見えますが、投票所まで移動できないことだけを特別に取り上げて支援対象とすることに、合理性があるとは思えません。そもそも病院、買い物、市役所での手続きなど、日常のあらゆる移動に支援があるわけではなく、投票だけを特別扱いする理由が説明されていない限り、税金投入の妥当性にも疑問が残ります。

さらに、タクシー支援の対象地域が明記されておらず、制度設計が不透明です。もし、特定の地域が対象となれば、「なぜあの地域だけが特別扱いなのか」と不公平感を生みます。一方で、地域を曖昧にしたまま運用すれば、「基準がわからない」、「裏があるのでは」といった不信感を招きかねません。このように、地域を特定しても、しなくても、市民間に不満や疑念が生まれる仕組みである以上、こうした支援制度は本質的に無理があるのではないかと感じます。さらに、仮に市全域を対象とした場合、投票日が“タクシー無料の日”になるような過剰な制度となるおそれすらあり、その歯止めがないまま運用される危険性も見逃せません。そして、最も見落とされがちなのが、住民票を南砺市に残したまま市外で生活している有権者の存在です。進学や就職などで地元を離れている市民に対しては、投票のための移動支援や配慮が一切示されていません。これでは、「地元に住んでいる人だけが支援を受けられる構造」となり、世代間、地域間の不公平を助長しているように見えます。

**3. 将来を見据えた制度改革が本質的な課題**

すべての世代・地域の有権者にとって公平な投票機会を保障するには、タクシー支援などのアナログ的な対症療法ではなく、郵便投票やオンライン投票といった抜本的な制度改革こそが本質的な対応策です。

**4. 結論**

投票機会の保障は重要な使命ですが、それは持続可能かつ公平な方法で実現されるべきです。現行案は、支援の対象・範囲・運用方針が不明確で、特定地域への偏りや制度の過剰さが目立ち、市民の間に不信感を生むリスクをはらんでいます。

今後の投票所再編においては、制度の整合性・費用対効果・公平性を総合的に見直した上での再設計を強く求めます。

### 【回答1】

平成28年度、国では「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正により、投票所までの巡回、送迎バスの運行や無料乗車券の発行、移動期日前投票所の設置等に対し、選挙執行委託費の基準額に「移動支援経費」の加算措置を行っています。

しかしながら、ご指摘のとおり、税金投入の妥当性や公平感は重要な観点です。本市では令和7年執行予定の参議院議員通常選挙では統廃合により従前の投票所がなくなる選挙人かつ、当日投票で移動の足がない選挙人を限定に移動支援を実施するものです。勿論のこと、期日前投票や今回より新たに取組む移動期日前投票所の活用を大前提としています。

今回、新たな取組みを調査・分析の機会と捉え、制度の改善に取り組んで参ります。貴重なご意見を頂戴し、感謝申し上げます。

### 【ご意見2】

期日前投票の立会人の人数が多く、投票する側が萎縮します。法律で人数が決まっているのでしょうか？削減すべきだと思います。

### 【回答2】

公職選挙法第38条第1項において、「市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任」しなければならないこととされています。また、期日前投票所においては、2人の投票立会人を選任することとされています（同法第48条の2第5項による読替え）。

なお、公職選挙法の一部を改正する法律（平成9年法律第127号）において、選挙に係る事務の簡素合理化の一つとして、投票立会人の最低人数が3人から2人に改められました。

しかしながら、選挙人の方々が快適に投票できる環境となるよう選挙管理委員会として徹底して参ります。

貴重なご意見を頂戴し、感謝申し上げます。

### 【ご意見3】

見直し対象になっている城端南山田以外の新投票所（案）はいずれも市民センターであり、人が集まる場所のため地域住民の理解も得られます。

また空調設備が整っており、快適な環境での投票が可能です。

他方、城端南山田は中心部ではない西部体育館への統合であり、これまで南山田第二で投票していた人には不便になったとの不公平感があると思います。

そして何より、西部体育館には空調設備がありませんが、衆議院選挙は季節関係なく行われ、次回をはじめ参議院選挙は毎回真夏に行われます。

異常気象が続く中、夏は高温、冬は低温となる西部体育館では、高齢者割合が高い地域住民にとって健康上のリスクが高すぎます。

また、地域住民から選ばれる立会人さん、従事する市職員さんは終日の滞在となることから、熱中症の危険が高くなり、万が一の場合の責任問題となりかねません。

つきましては、城端南山田の新投票所を南山田交流センターとしていただきたいです。南山田の人が集まる場所のため、これまで南山田第二で投票していた人も含めて地域住民の理解が得られますし、空調設備も完備されています。

逆にそうしないと、他の城端地域<平、上平、利賀、福光もですが>は全て交流センターまたは市民センターであるのに不公平です。

もし南山田交流センターが困難である場合でも、新投票所をシルバー城端支所やどこかの公民館といった、空調設備が整っている<または室温管理がしやすい>別の場所とすべきです。

なお、今回の見直し投票所には該当していませんが、井波高瀬や福野高瀬、福野西部などもこの際空調設備の整った場所に変更し、健康的で安心した投票が行われる環境にすべきです

### 【回答3】

国政選挙・地方選挙を通じて投票率が低下傾向にあるなか、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、重要な課題であると認識しております。投票率に影響を与える要因としては様々な事情が考えられますが投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、少なくともそのような制約についてはできるだけ解消、改善し、有権者一人一人に着目した更なる投票機会の創出や利便性の向上に努めたいと考えております。

投票所の選定については、会場の収容人員、階数、身体的移動の可否等を考慮しつつ検討しております。

市内の投票所では体育館、交流センターなど必ずしも冷暖房が備え付けられていない投票所が存在し、選挙人や投票しやすい環境の改善は急務であると考えています。

いただいたご意見を踏まえ、今後更なる改善に繋げたいと考えております。

貴重なご意見を頂戴し、感謝申し上げます。